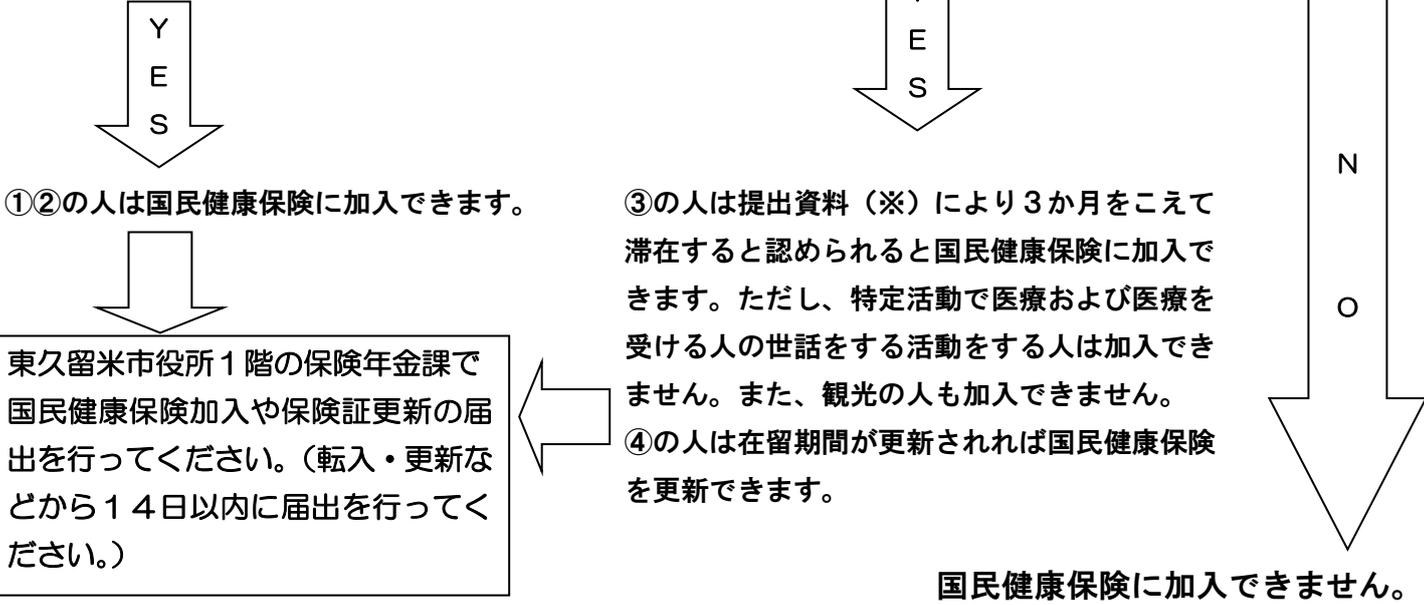
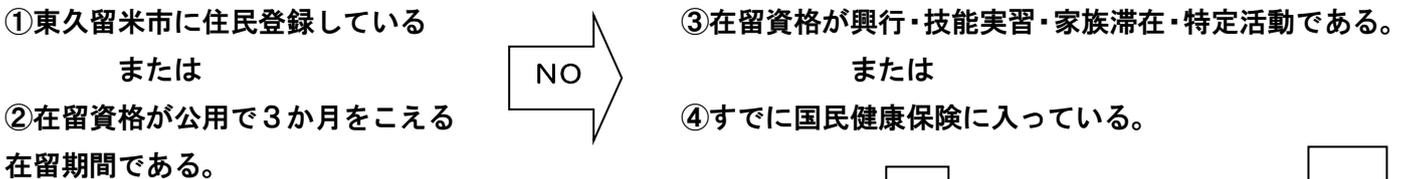
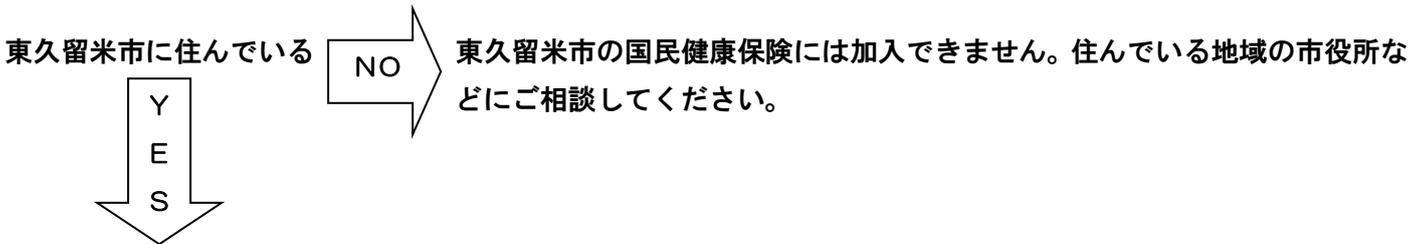


東久留米市に住所を有している人は日本人であっても外国人であっても国民健康保険に加入しなければなりません。外国人の人については在留期間・在留資格などによっては加入できない場合がありますので下のチェックシートでご確認ください。

また、他の健康保険や生活保護などに適用になっている方は、加入することができません。日本と社会保障協定により、国民健康保険との二重加入ができない国の人もその適用を受けていると加入することができません。特別なご事情などがある方は個別にご相談ください。

【国民健康保険 加入 チェックシート】



※提出資料について（③の人）

在留資格「興行」	活動の内容と期間を証明する文書
在留資格「技能実習」	活動の内容と期間を明らかにする資料
在留資格「家族滞在」	扶養する人の在留資格と在留期間を明らかにする資料
在留資格「特定活動」	活動の内容と期間を明らかにする資料

ご不明点はお問い合わせください
 東久留米市役所保険年金課国保年金資格係
 042-470-7732